

経営労働相談

1 会社経営者側弁護士による経営労働相談（東京都千代田区，麴町駅・四ツ谷駅・半蔵門駅）

会社経営者の皆様，労働問題のトラブルでお悩みではありませんか？

解雇，退職勧奨，残業代，労働審判，労働訴訟，団体交渉，問題社員の対応…。会社経営者を悩ます労働問題には様々なものがありますが，いずれも会社経営者にとって極めて大きなストレスになるという共通点があります。どれだけ優秀な会社経営者であっても労働問題のストレスがかかると頭が正常に働かず判断を誤りやすくなりますので，労働問題の予防解決を数多く行っている会社経営者側弁護士に相談せずに自力で労働問題に対応することはお勧めできません。

弁護士法人四谷麴町法律事務所は，会社経営者側専門の法律事務所として，解雇，退職勧奨，残業代，労働審判，労働訴訟，団体交渉，問題社員の対応等の労働問題の予防解決を日本全国各地で数多く行っています。会社経営者を悩ます労働問題は，弁護士法人四谷麴町法律事務所（東京都千代田区，麴町駅・四ツ谷駅・半蔵門駅）にご相談下さい。

2 経営労働相談の予約方法

弁護士法人四谷麴町法律事務所の営業時間（平日の9時30分～17時30分）に，電話（03-3221-7137）でご予約下さい。

会社名，経営労働相談にお越しになる方の氏名，連絡先等をお知らせいただいた上，経営労働相談の日時の調整をお願いします。

経営労働相談の時間は，原則として，事務所営業日の

- ① 10時～12時

② 13時～15時

③ 15時～17時

のいずれか（相談料の支払い等の時間を含めて2時間以内）となります。

急ぎの相談については、例外的に、

④ 17時～19時

で経営労働相談をお受けすることもありますので、急ぎの対応が必要な場合で、①～③ではスケジュール調整ができなかった場合は、④17時～19時で経営労働相談を入れられないかお問合せ下さい。

顧問先以外については電話や電子メールでの相談や、事前に資料に目を通しておいて欲しいといった要望に応じることはできませんので、予めご了承下さい。

3 経営労働相談日当日

弁護士法人四谷麴町法律事務所（東京都千代田区、麴町駅・四ッ谷駅・半蔵門駅）の位置情報は、「事務所案内」ページでご確認下さい。

経営労働相談には、会社経営者本人、人事部長等、労働問題の予防解決方針を実質的に判断できる方が出席することをお勧めします。部下に経営労働相談に行ってもらい、その報告に基づいて判断しようとした場合、「又聞き」となるため、判断の前提となる情報に誤りが入りやすくなることにご注意下さい。経営労働相談の録音は禁止していますので、予めご了承下さい。

経営労働相談には、①相談に関連する資料、②相談料（現金）をお持ち下さい。

①相談に関連する資料としては、客観的な資料をお持ちいただくことが大事です。例えば、訴状、労働審判申立書、組合加入通知書・団交申入書、内容証明郵便等の通知書、指導票・是正勧告書、労働契約書、労働条件通知書、解雇（予告）通知書、就業規則、賃金規程、労働協約、給与明細書、賃金台帳、タイムカード、採用募集広告、履歴

書、職務経歴書等、労働相談に関連すると思われる客観的資料をお持ち下さい。紛争の経緯等につきましては口頭で説明していただきますので、事情を説明する文書は必ずしも経営労働相談の際にお持ちいただく必要はありません。口頭での説明に必要な範囲で、ご準備下さい。

②初回の相談料は、現在、8000円（税別）です。相談料を現金でお支払いいただいた後、経営労働相談開始となります。

4 継続的な経営労働相談をご希望の場合

継続的な経営労働相談をご希望の場合は、法律顧問契約の締結をご検討下さい。

弁護士法人四谷麴町法律事務所の法律顧問契約は、1か月単位の短期でもご利用することができます。当面の労働問題を解決するまでの間、社員の問い合わせに対する具体的な受け答えの相談、返信メールに記載すべき内容の相談、会社名義での通知書・回答書・厳重注意書・懲戒処分通知書・解雇通知書作成、未払残業代計算、就業規則変更等のサポートを受けるために法律顧問契約を利用している企業も数多く存在します。お気軽にご利用下さい。